

富山高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

制 定 平成21年10月1日
改 正 平成23年7月27日
改 正 令和2年8月5日
改 正 令和3年11月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、富山高等専門学校学則第53条の規定に基づき、富山高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修が必要な内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 専攻科に関する授業科目の履修に当たっては、学期当初に別に定める「授業科目履修届」を所定の期日までに提出しなければならない。

(試験)

第5条 専攻科の試験は、定期試験、追試験又はその他の試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。
- 3 病気（医師の診断書がある場合に限る）、忌引き又はその他やむを得ない理由によって定期試験を受けなかった者には追試験を行うことができる。

(成績評価)

第6条 成績は、授業科目ごとに試験の成績又は平素の学習状況等を総合して評価する。

- 2 成績の評価は、100点法による評点によって評価する。ただし、100点法による評価が困難な科目については、「修得」又は「未修得」とする。
- 3 前項の評価は、実験系科目にあっては、欠席時間数が授業時間数の3分の1を超える場合は未履修とし、評価しない。

4 試験中不正行為を行った者は、当該試験期間における全科目的試験成績を0点とする。

(単位の認定)

第7条 前条第2項の規定に基づき、60点以上又は「修得」と評価された授業科目については、単位を認める。

(学業成績の評語)

第8条 学業成績を評語で表す必要がある場合の評価は、「優」、「良」、「可」、「不可」で表し、次の区分による。

優	80点以上
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不可	60点未満

(再履修)

第9条 単位を認定されなかった授業科目は、再履修することができる。

2 前項により再履修する場合は、第4条の規定を準用する。

(学科の授業科目の履修)

第10条 専攻科長は、教育上有益と認めるときは、教務委員会の議を経て、学科の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により学科の授業科目を履修しようとする者は、指導教員及び授業担当教員の承諾を得た後、教務主事に学科の授業科目履修願を提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づき修得した単位は、専攻科における授業科目の単位の修得とみなすことができる。ただし、第13条に定める専攻科の修了に必要な単位及び大学評価・学位授与機構による学位授与申請の修得単位には含めない。

(他の専攻の授業科目の単位の修得)

第11条 教育上支障がない場合は、他の専攻の専門選択科目を履修し、授業科目の単位を修得することができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、8単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(他の大学等で履修した単位の認定)

第12条 大学及び他の高等専門学校の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可及び校長の許可を得たうえで、受講科目を提出しなければならない。これにより修得した単位は、16単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(専攻科の修了要件)

第13条 修了の認定に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 必修科目的単位を全て修得していること。
- (2) 専攻ごとに次表の単位数を修得していること。ただし、海事システム工学専攻海洋資源環境学連携教育プログラム、先進テクノロジー実践連携教育プログラム及び先端融合テクノロジー連携教育プログラムにあっては、修了に必要な要件を別に定める。

専 攻	一般科目	専門科目		一般科目 専門科目の合計
		専門共通科目	専門専攻科目	
エコデザイン工学専攻	8単位以上		54単位以上	62単位以上
制御情報システム工学専攻	8単位以上		44単位以上	62単位以上
国際ビジネス学専攻	8単位以上		44単位以上	62単位以上
海事システム工学専攻	8単位以上		44単位以上	62単位以上

(3) エコデザイン工学専攻及び制御情報システム工学専攻にあっては、別に定める要件を満たしていること。

2 外国人留学生及び社会人特別選抜入学生にあっては、前項第3号の規定を適用しない。

(その他)

第14条 この規則の定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月17日から施行する。